

1. 実施の背景

第5次養父市行政改革大綱の基本方針の一つとして「規律ある財政運営と基盤の強化」を掲げており、その成果指標の一つとして「原則全ての市単独事業について『サンセット方式』を導入する」こととしている。

また、「経常収支比率を90%以下とする」という成果指標を設定しているが、現状、大幅に超過している。サンセット方式を導入することで、事業評価を行い、改善や見直しを図ることで同比率の低減を図るとともに、今後の歳入の減少に対応するため事業の整理が必要である。

令和7年度の重点施策において「未来を見据えた行財政運営」を掲げ、PDCAサイクル（計画-実行-評価-改善の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善していく仕組み）の確立を図り、事業効果の継続的な検証を行い、非効率な事業を見直し、必要な改革を積極的に推進する。

※サンセット方式とは

一般的には、行政が効率的に行われているかどうかを見直すために、あらかじめ事業の終期を設定・明示し、その時期が到来したら自動的に終了させる仕組みを「サンセット方式」という。

今回の取組は、上記のような仕組みではなく、継続的に実施している事業の総点検と行政活動の実績と成果を適切に評価し、改善の方向性の検討や費用対効果の低い事業の廃止などPDCAサイクルの確立を目的として導入する。いわゆる「事務事業評価制度」を実施する。

2. 目的

事務事業評価の目的は次のとおりとする。

(1) 市民満足度の高い行政サービスの提供

市の事務事業を予算の執行率や事業の進捗度という観点からだけでなく、社会的要請や市民ニーズによる必要性、事務事業の目的に対する成果や達成度といった有効性、最も合理的で経済的な手法であるかといった効率性の観点からも評価し、その結果を行政運営の改善につなげることにより、市民満足度の高い行政サービスを効率的に提供する。

(2) 行政の透明性と説明責任

分かりやすい客観的な指標を用いて評価し、その結果を公表することにより、

行政運営の透明性を確保するとともに、市民への説明責任を果たす。

(3) 職員の意識改革

職員一人ひとりが市民目線で事務事業のあり方を見直すことで、事業の目的やコストを意識することにより、職員の意識改革を図る。

3. 評価の対象

第5次養父市行政改革大綱では、「原則として全ての市単独事業」と明記しているが、法定受託事務や法律・政令等により事務処理が義務付けられている事業、建設事業、施設管理事業等は対象外とする。

事業分類は次のとおりとし、事務事業評価の対象事業は「A 一般事業」のうち事業費 2,500 千円以上の事業とする。

分類基準	説明
A 一般事業	<ul style="list-style-type: none">以下のB～Gに当てはまらない事業ただし、B、Fに位置付けられる事業において、法制度改正、補助制度の見直し等があった際にAに該当する場合はAに分類する
B 法定義務等事業	<ul style="list-style-type: none">法定受託事務または県移譲事務に該当する事業その他各種法令等に基づく事業
C 内部管理事業	<ul style="list-style-type: none">地方自治法及びその他法令等により定められている人事労務、文書管理、財務会計等の事業公用車管理、一般事務費等もこれに分類する
D 建設事業	<ul style="list-style-type: none">普通建設事業(民間事業者等が行う投資的事業に対する補助金を含む)、災害復旧事業※主要建設事業等審査において対応する
E 施設管理・運営事業	<ul style="list-style-type: none">施設の管理運営に係る事業(指定管理施設を含む)※公共施設等総合管理計画の個別施設計画等における施設見直し検討において対応する
F 国県補助対象事業	<ul style="list-style-type: none">国や県等から補助金を受けている事業※補助率が低い事業、少額な定額補助金の事業及び継ぎ足し単独事業はAに分類する
G 終了確定事業	<ul style="list-style-type: none">すでに終了することが確定している事業

4. 評価の方法

別紙「事務事業評価調書」を作成し、事業担当課による自己評価（1次評価）を実施する。

（1）評価指標

①活動指標（アウトプット指標）

主に事業の活動や成果物に関連するデータを示す指標。例えば、活動の回数、提供されたサービス量、予算の使い方などがアウトプット指標となる。この指標は、事業が計画通りに実行されているかどうかや、予算の使い方に関する評価を行うものである。定量的に評価する。

例) 会議の実施回数、補助金の交付件数、受給者数、イベント・講演会の参加者数など

②成果指標（アウトカム指標）

事業の実施によりもたらした影響や効果を示す指標。例えば、サービス利用者の満足度、社会的影響の評価、養父市まちづくり計画の実現に向けた貢献度などがアウトカム指標となる。この指標は、事業の実施により社会や利用者にとどのような変化をもたらしたかを評価し、事業の効果や成果を測るものである。可能な限り定量的に評価する。

例) 市民満足度、移住者数、雇用創出数、起業者数、地域の経済活動の活性化、健康状態の改善など

※ 効果測定において関係者（ステークホルダー）の意見を聴取することも重要である。

※「活動指標」と「成果指標」の考え方

「活動指標」や「成果指標」を設定し、その目標を掲げて実績を検証することは、事務事業評価の根幹を成すものである。活動指標とは、どのような行政サービスをどれだけ提供したかを示すもので、「アウトプット指標」とも言う。成果指標とは、事務事業の目的がどの程度達成されたかを測定する指標として位置付けられ、「アウトカム指標」とも言う。成果指標は、目的の達成度を測るとともに、事務事業が目指す正しい方向性の指針ともなる。言い換えれば、事業の実施により「市は何をしたか」「どれだけの市民が受けたか」を示すものが活動指標であり、それにより「市民はどんな利益を享受したか」「社会がどのように変容したか」などを示すものが成果指標である。

（2）自己評価

①必要性

社会的要請や市民ニーズはあるか、市民の利益となるか、市が関与する必要が

あるか等、事業の必要性を評価する。

【評価の視点】

- ・社会的要請や市民ニーズの変化に伴い、必要とされているか
- ・市が主体的に実施する必要があるか
- ・廃止・縮小した場合、まちづくりや市民に大きな影響があるか

②有効性

事業が養父市まちづくり計画に位置付けられた施策等の実現に貢献しているか、評価指標として設定した目標値がどれだけ達成できたのか等、事業の有効性を評価する。また、税収の増など将来的な財政的視点も視野に入れ評価する。

【評価の視点】

- ・養父市まちづくり計画の基本構想や基本計画の実現に貢献しているか
- ・事業の実施により期待される効果が得られるか、また実際に得られているか
- ・市民（対象者）の事業に対する満足度は高いか

③効率性

投入した行政コストに見合った結果が出ているか、実施方法に無駄はないか、成果向上やコスト削減の余地はないか等、事業の効率性を評価する。

【評価の視点】

- ・コストに見合った結果が得られるか、また実際に得られているか
- ・改善を行い、コスト削減を図れるか、また実際に図っているか
- ・国や県等のほか、庁内の他部署の事業と類似・重複していないか

※ 効果測定において関係者（ステークホルダー）の意見を聴取することも重要である。

④今後の方針

上記4（1）、（2）を基に今後の方針を示す。

【今後の方針】

方針区分	説明
継続	必要性、有効性、効率性が認められ、継続すべきもの
改善	必要性、有効性、効率性は認められるが、より効果・成果をあげるため改善を要するもの
縮小	必要性、有効性、効率性が事業内容の一部のみ認められ、効果・成果が低い部分は廃止とするもの

統合	他の事業と統合することで必要性、有効性、効率性が見込まれるもの
廃止	必要性、有効性、効率性が現時点では認められないもの

⑤「今後の方針」の理由や改善・見直し内容

上記4(2)④で示した「今後の方針」の理由や改善・見直し内容等を具体的に記載する。

5. 調整会議によるヒアリング

事業担当課で評価した結果について、調整会議で評価内容を共有し、評価の内容や評価の視点等を確認する。必要があれば個々の事業を対象にヒアリングを実施する。事務事業評価調書に疑義や不備等があれば意見を付して再提出を求める。

6. 外部評価の実施

外部評価は、養父市行政改革推進委員会が実施する。外部評価に付議する案件は調整会議にて決定する。意見を聴取すべきと判断した事業について、事業担当課出席によるヒアリングを実施する。必要に応じて追加で資料を求める場合がある。

外部評価の意見を事業担当課にフィードバックする。

7. 2次評価の実施

事業担当課による評価および外部評価の意見を基に調整会議で2次評価を実施し、市長に報告後、決定する。

8. 評価結果の活用

(1) 政策策定への活用

評価結果を政策策定や予算編成に反映させ、効果的で効率的な施策を行う。

(2) 業務改善への活用

評価結果を基に、業務の効率化やサービスの向上を図るために改善を行い、市民サービスの向上につなげる。

(3) 透明性と公正性の確保

評価結果をまとめ、関係者や市民に公開することで、行政運営の透明性や公正性を確保する。

(4) PDCA サイクルの確立

評価結果を受けて、問題点や改善すべき点を洗い出し、今後の事業計画や施策に反映させ、PDCA サイクルを確立させることで、より効率的な行財政運営の確立と職員の意識改革を図る。

9. 事務事業評価調書の作成にあたっての留意事項

項目	留意事項
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・「単位事業名」を記載する ※養父市まちづくり計画に係る実施計画書（当初予算または補正予算時に作成するもの）は、財務会計システム上の「中事業」（一部単位事業あり）単位で作成しているが、事務事業評価は単位事業ごとに評価するため「単位事業名」を記載する
事業開始年度	<ul style="list-style-type: none"> ・当該「単位事業」の実施開始年度を記載する ・ただし、事業内容の大幅な見直し、改善があった場合は、現時点の事業内容の開始年度を記載する
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「直接実施」「業務委託」「補助金」から選択する ・複数該当する場合は最も当てはまるものを選択する
市関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に関連して市が実施している事業（他部署実施の事業を含む）を記載する ※関連事業を含めて総合的に評価した方が良い場合は、評価指標や自己評価欄にその内容を記載する
まちづくり計画	まちづくり計画における事業の位置付けを記載する
・柱	3つの柱（市民・地域・公共）から選択する
・施策	それぞれ4つの施策から選択する
・数値目標①及び②	柱の数値目標もしくは施策のKPIのうち該当するものを選択する
・個別計画	基本計画の各柱に紐づく部門計画等を策定している場合はその計画名称等を記載する
事業目的	当該事業の対象者および実施にあたっての背景や目的を記載する

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の実施内容（予算積算根拠含む）や事業の特徴（養父市独自の内容や他市町との比較など）を具体的に記載する 令和5年度以降に改善、見直しした場合はその内容を記載する
年度実績（計画）	<ul style="list-style-type: none"> 事業費および財源内訳を記載する 令和4～6年度は決算額、令和7年度は当初予算額を記載する
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 事業を評価するための指標と実績や成果を記載する ※数値目標の設定においては、<u>政策のロジック（最終的な目標までの論理的過程）を想定したうえで、妥当性のある指標を設定する</u>
<ul style="list-style-type: none"> 活動指標（アウトプット指標） 	指標を具体的に記載（2つまで）し、各年度の目標値、実績値および達成率を記載する
<ul style="list-style-type: none"> 成果指標（アウトカム指標） 	<ul style="list-style-type: none"> 養父市まちづくり計画の実現に貢献しているか、市民はどんな利益を享受したか、社会がどのように変容したかなど事業を実施したことによりもたらした成果・効果を具体的に記載する <u>可能な限り定量的に記載する</u> <u>中長期的な視点、財政的な視点も視野に入れ記載する</u>
自己評価	各項目について評価し、今後の方針を決定する
<ul style="list-style-type: none"> 必要性 有効性 効率性 	評価の視点を基に評価内容を具体的に記載する
<ul style="list-style-type: none"> 今後の方針 	
<ul style="list-style-type: none"> 「今後の方針」の理由や改善・見直し内容 	
	「評価指標」「自己評価（各項目）」を基に「今後の方針」を示す（該当する方針の口を■にする）
	「今後の方針」を示した理由や今後の改善・見直し内容を記載する

10. その他

(1) 「新規戦略事業」の取扱いについて

「A 一般事業」に分類されるものは評価の対象とする。ただし、令和7年度から実施している事業は対象外とする。

原則評価結果に応じて予算の確保はしない。経常経費枠での対応、もしくは事業内容を大幅に見直す場合は令和8年度予算新規戦略事業審査の対象とする。

(2) 評価対象事業の見直しについて

事務負担軽減の観点から、事務事業評価調書の作成対象事業を限定しているが、毎年度対象事業の見直しを行う。

評価対象外事業（「A 一般事業」に限らず）についても、毎年度評価指標を設定し、継続的に評価・検証を行い、必要な改革を積極的に実施すること。